



うちなー健康経営宣言

第 613 号

令和 4 年 8 月 23 日 登録
令和 年 月 日 更新

代表者メッセージ

弊所は“貴方と会社の「泣き」「笑い」を共にできる”そんな行政書士事務所をキャッチフレーズにしています。

その泣き笑いを長〜く得るために「健康が一番！」を口癖に業務を営んできた町の小さな行政書士事務所です。

零細企業だから、職員一人一人の役割が大きい＝一人一人が健康でなければならぬ＝顧客様と共に成長できるパートナーに成れる。

これまでも健康管理には気を配って来ましたが、これからも「家族」である職員の健康の保持増進を図り、生き生きと心身ともに健やかに仕事ができる環境づくりに努めて「健康経営」を推進してまいります。

行政書士オフィスウエハラ 所長 上原重己

取組事項

1. 労働安全衛生法や高齢者の医療の確保に関する法律に基づき、年 1 回以上、該当する従業員全てに健康診断を受診させる。
2. 健康診断の結果、健康保持に努める必要がある従業員に対し、保健指導又は特定保健指導を受けさせる。
3. 健康診断の結果、有所見となった従業員の必要な措置について、医師の意見を聴いた上で、就業上の必要な措置を行う。
4. 従業員の家族の健診受診を奨励する。
5. 従業員に対して健康意識を向上させる取組みを行う。
6. 食生活の改善に取り組む。
7. 運動機会の増進に取り組む。
8. 禁煙や受動喫煙防止に取り組む。
9. 適正飲酒対策に取り組む。
10. 血圧管理に取り組む。
11. 感染症予防に取り組む。
12. 時間外勤務の縮減や有給休暇取得を促進する。
13. メンタルヘルス対策に取り組む。
14. 治療と仕事の両立支援に取り組む。
15. 毎週 1 回以上の頻度で体重を図り、健康状態の変化の把握に努め、BMI 適正体重を意識した食事運動の改善に一人一人が務める。